

父子・母子家庭の方や障害のある 児童を養育しておられる方へ

次の制度がありますので、事情にある場合も含むに養育されているとき

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育している母親または父親、あるいは父もしくは母にかわってその児童を養育している方の自立を助けるために、支給される手当です。児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

支給対象外となる場合

- ・ 児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき
- ・ 児童または父・母・養育者が公的年金（老齢福祉年金を除く）や遺族補償等を受けることができるとき

・ 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設を除く）に入所しているとき
・ 児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の

児童扶養手当支給額 （※全部支給の場合）

| | |
|--------------|-----------|
| 月額 | |
| 対象児童 1人 | 41,550 円 |
| 対象児童 2人 | 46,550 円 |
| 対象児童 3人目からは、 | |
| 1人につき | 3,000 円加算 |

※手当を受ける方、または同居されている親族等の所得に応じて、全部支給、一部支給、支給停止となります。

現況届について

受給資格者は毎年8月に現況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなりますので必ず提出してください。

特別児童扶養手当

身体または精神に、政令で認められる障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に

支給されます。支給対象外となる場合

- ・ 児童や、父もしくは母、または養育者が国内に住所がないとき
- ・ 支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき
- ・ 支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設等（通園・通所施設は除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当支給額 （※対象児童1人につき）

| | |
|----------|----------|
| 月額 | |
| 障害が1級の場合 | 50,550 円 |
| 障害が2級の場合 | 33,670 円 |

※手当を受ける方、または同居されている親族などの所得により支給されない場合があります。

所得状況届について

受給資格者は毎年8月11日から9月10日の期間に所得状況届の提出が必要です。未提出のまま2年経過すると受給

資格がなくなりますので必ず提出してください。

◆問い合わせ先 福祉介護課

☎ 0859・54・5207

案内

健康講話

「メタボリックシンドロームについて」

メタボリックシンドロームという言葉がよく聞かれるようになってきましたが、皆さんはご存知ですか？

自覚症状はなくても放っておくと、重大な病気を引き起こす原因となる可能性があります。今回はメタボリックシンドロームとは何か、脂肪を効果的に減らす方法など、わかりやすいお話を聞くことができます。

◆日時 8月2日（火）

13時～14時

◆会場

保健福祉センターなわ

◆講師 名和診療所長（医師）

藤田 良介 氏

◆内容 「メタボの敵、脂肪を効果的に減らそう！」

◆その他

参加は無料で、事前の申込は不要です。

この講話は、昨年度実施したメタボ解消講座のOB会の一部として行いますが、どなたでも参加できます。

◆問い合わせ先 保健課

☎ 0859・54・5206

診療所臨時休診のお知らせ

お盆期間中、各診療所の臨時休診日は次のとおりです。

◆名和診療所

8月12日（金）～15日（月）

◆大山診療所・大山口診療所

8月15日（月）・16日（火）

◆問い合わせ先

保健課

☎ 0859・54・5206

